

事務連絡
令和3年 8月 2日

高齢者施設 管理者様
介護サービス事業所 管理者様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 東郷 幸代
介護サービス担当課長 吉竹 明紀子

まん延防止等重点措置の実施に伴う感染防止対策の取組みについて

各施設・事業所におかれましては、日々、新型コロナウイルス感染症防止のための対策を講じていただき、ありがとうございます。

福岡県では、7月28日の対策本部会議において、現在の感染状況や病床使用率等を踏まえ、福岡コロナ警報を発動し、県民及び事業者の皆様に対して不要不急の外出自粛や営業時間の短縮等の要請を行いました。

このような中、国は、全国の一日の新規陽性者数が初めて1万人を超えるなど急激な感染拡大が見られており、集中的な対応をとる必要があるといった理由から、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、福岡県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域とし、その期間については、8月2日から8月31日までとすることを決定しました。

スクリーニング目的で行うPCR検査の活用をはじめとした高齢者施設等における感染防止対策の取組みについても、引き続き要請されています。皆様には、重ねて御不便と御苦勞をおかけすることになりますが、全員で力を合わせて感染拡大を抑え込み、一日も早く通常の生活を取り戻せるよう御協力をお願いいたします。

<参考>

福岡県ホームページ「まん延防止等重点措置の実施について」

アドレス : <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/143267.pdf>

北九州市保健福祉局介護保険課
TEL : 093-582-2771